



平成 26 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名	技研興業株式会社
コ ー ド 番 号	9 7 6 4 (東証第二部)
代 表 者 名	代表取締役社長 木村 温
問 合 せ 先	取締役管理本部長 柳原洋一 TEL (03) 3398-8500

証券取引等監視委員会による当社元取締役に対する 課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元取締役に対して、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の内容

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である当社元取締役は、その職務に関し、当社の平成 26 年 3 月期の売上高について、平成 25 年 5 月 14 日に公表した直近の予想値に比較して、当社が新たに算出した予想値において投資者の判断に及ぼす影響が重要なものとして、内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高 137 億円として公表した平成 25 年 8 月 1 日より前の同年 7 月 29 日、自己の計算において当社株式 3,000 株を買付価額合計 486,000 円で買い付けたものです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

なお、この違反行為に対し、当社元取締役が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 220,000 円です。

2. 当社の今後の対応について

当社では、内部者取引規程を制定し、当社株式を売買する場合の事前承認、売買可能期間設定など、インサイダー取引の未然防止に向けて制度を整備するとともに、社内研修等を通して周知徹底に努めてまいりました。

そのような中で、当社元取締役が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、当社といたしましては今回の事実を厳粛に受けとめ、当社役員及び従業員による内部者取引未然防止の強化・徹底に一層努めるとともに、全社を挙げて対策に取り組んでまいります。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上